

持続的生産強化対策事業（持続的生産強化緊急対策） （通称「被災持続」）

令和8年熊本地震により、トマト、いちご、なし、いぐさ等に甚大な被害が生じ、また、選果場等の集出荷施設が被災する等、我が国の農産物の安定的な供給に影響を及ぼしています。

このため、被災地の営農再開に向けた生産資材の確保、残さ撤去や集出荷施設の簡易修繕や周辺施設の活用等を支援します。

あわせて、果樹・いぐさの生産継続等に向けた病害の発生・まん延防止・樹勢回復や製織作業等の共同実施等の取組を支援します。

1. 対象者

県、市町村、農業者が組織する団体 等 ※受益農家が3戸以上であるもの

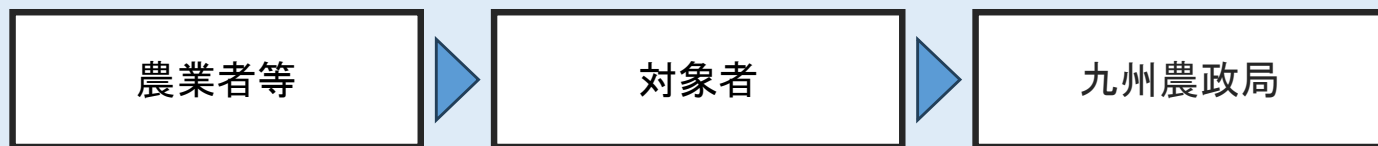
2. 支援内容及び補助率等（別紙）

- （1）営農再開支援
- （2）集出荷施設等における農産物の出荷円滑化等支援
- （3）地震被害に対する果樹農業継続特別支援
- （4）地震被害に対するいぐさ・畳表生産継続特別支援

3. 補助率

定額・1／2以内（裏面参照）

4. 申請経路



5. 問い合わせ先

⇒ 事業内容・申請に関するお問合せは県の担当窓口までご相談下さい。

県の担当窓口がご不明の場合は、下記までお問合せ下さい。

九州農政局 生産部 生産振興課

☎096-211-9111

支援内容			補助率等
(1) 営農再開支援	ア 資材の調達等支援 (ア) 早期営農再開	令和8年度中の早期営農再開に必要な生産資材(種子・種苗等の消費材に限る。)の掛かり増し経費並びに早期営農再開に必要な作業委託費及び農業機械等レンタル経費	1/2以内
	(イ) 作物転換・規模拡大	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要な生産資材等(パイプハウスのパイプ等の撤去費用を含み、種子・種苗等の消費材を除く。)の購入等経費	1/2以内
	イ 栽培環境整備 (ア) 作物残渣等の撤去	被災に伴い新たに必要となった作物残さや飛散したガラス等の撤去により、次期作(※)又は作物転換に向け、良好な栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費(保管中に被害を受けたいぐさ原草及び畳表を含む。)(※今年度中に植え付けを行うもの)	定額 (作物残さ:1,500円/10a以内、ガラス等:14,000円/10a以内、保管中のいぐさ原草及び畳表:5,500円/人日以内)
	(イ) 追加防除・施肥	被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に必要な掛かり増し経費	1/2以内
	(ウ) 防除方法の転換	被災を機に地上防除から航空防除に転換した際の航空防除委託経費	1/2以内
	ウ 土づくり	災害復旧事業により客土工法を用いて復旧したほ場において、堆肥の追加的な投入を行った場合及び緑肥の適量のすき込みに必要な経費	定額 (10,000円/10a以内)
	エ リース方式による農業機械等の導入	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要な農業機械等のリース導入経費	定額 (本体価格1/2以内)
	オ 収穫・調製作業	被災により必要となった収穫・調製作業に要する掛かり増し経費	定額 (8,000円/10a以内)
(2) 集出荷施設等における農作物の出荷円滑化等支援	ア 施設の仮復旧等	被災により機能が低下した集出荷施設等について、簡易修繕等により一時的に機能を回復させるために必要な経費	1/2以内 (補修等に必要な経費に限る。)
	イ 周辺集出荷施設等の活用	被災施設に集荷した農作物を周辺施設に輸送し、選果・加工等を行うために必要な輸送経費や周辺の育苗施設から被災地域へ種苗を融通するために必要な輸送経費	定額 (7,000円/t以内)
	ウ 集出荷機能等の強化	被災による集出荷機能等の低下を手選果等により補い、集出荷量等を回復させるために必要な作業労賃費	定額 (5,600円/人日以内)
(3) 地震被害に対する果樹農業継続特別支援	ア 病害の発生・まん延防止	被災による果実の落下に伴う病害の発生・まん延防止に必要な落下果実の処分及び追加防除に必要な作業労務費及び薬剤費	定額 (25,000円/10a以内)
	イ 樹勢回復	被災に伴う樹勢低下からの回復に必要な整枝及び追加施肥に必要な作業労務費及び肥料費	定額 (28,000円/10a以内)
(4) 地震被害に対するいぐさ・畳表生産継続特別支援	ア 周辺製織作業場の活用	被災したいぐさ生産者が製織作業を再開するために、保有するいぐさ原草や織機等の機械を周辺作業場へ輸送する際に必要な輸送経費	定額 (いぐさ原草:7,000円/t以内、機械:5,500円/人日以内)
	イ 製織作業等の共同実施	被災したいぐさ生産者が保有するいぐさ原草及び織機等の機械を集約して製織作業等を共同で実施する際の製織作業場及び保管庫の借上費	1/2以内